

知的障害施設職員行動規範

前 文

この規範は、世界人権宣言第一条に謳う「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。」という人間の自由権と平等権を背景に、障害者福祉に結実された基本理念である6原則（人権の対等性の原則・障害の個別化の原則・自己実現の原則・ニーズの共通性の原則・参加と平等の原則・機会の均等化とノーマライゼーションの原則）を基調として行動するための規範である。

「障害者福祉」が、施設という集団全体の福祉を優先することではなく、また集団の中の一人ひとりの福祉の総量でもなく、あくまでも「社会」という集団の中における一人ひとりの“幸福な人生（福祉）”を指標とし、障害者として特別扱いせず、権利・義務の主体とすることを銘記し、知的障害施設職員は以下に定める行動規範を遵守するものとする。

I. 基本的姿勢

1. 利用者の人間としての尊厳を大切にし、かれらの権利擁護に努めなければならない。
2. 支援・援助者としての立場を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじなければならない。
3. 利用者が快適で豊かな市民生活が送れるよう、支援・援助しなければならない。
4. 利用者一人ひとりの障害の軽減と自己実現に向けた、専門的支援・援助を行わなければならない。
5. 専門的役割と使命を自覚し、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

II. 具体的行動規範

1. 責務・努力事項

(1) 利用者の意思・個性の尊重

- ① 入退所・異動などは、本人並びに保護者・家族に十分な説明を行い、相互理解のもとで本人が選択の機会を得られるよう努めること。
- ② 個別援助プログラムの実施については、必ず本人並びに保護者・家族への説明を行い、相互理解と同意のもとで実施すること。
- ③ 施設運営、処遇などに対する利用者の意見、要望などを聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるよう努めること。
- ④ 宗教的背景を持つ施設にあっても、本人の信教の自由を尊重すること。
- ⑤ 居室やグループの所属に関しては、本人の意思を最大限反映させること。
- ⑥ 行事や利用者の活動計画には、計画の立案段階から本人が参画できるよう努めること。

- ⑦ 日課や行事の変更は、必ず利用者に伝え協議し、了解を求めること。
- ⑧ 個人の好み・嗜好を尊重し、選択の幅を広げるよう努めること。
- ⑨ 生活においては、入所前の生活歴をよく知り、それまでの生活習慣を尊重すること。

(2) 利用者の社会参加支援

- ① 地域の文化・芸術活動およびサークル活動や催物などに参加するなど、社会参加の機会を広げていけるよう支援すること。
- ② 公民館、図書館、スポーツセンター等、地域の資源を利用する機会を多く持てるよう支援すること。
- ③ 地域の住民と利用者、施設職員とが交流を図るために、地域交流委員会のような機関を設置すること。
- ④ 地域のボランティアを積極的に受け入れるよう努めること。
- ⑤ 可能な限り職場実習・職場見学や他の施設実習などの機会が得られるよう努めること。
- ⑥ 就労する機会が得られるよう努め、また就労する際には、本人並びに保護者・家族の意思を確認すると共に、雇用主並びに現場の従業員に対し、障害者に対する正しい理解が得られるよう努めること。
- ⑦ 就労者に対するアフターケアを、施設全体として計画的、継続的に取り組むこと。就労及び福祉的就労が可能な利用者だけでなく、全ての人にとって“はたらく”ことの意味・意義が相互理解できるよう努めること。

(3) 利用者の生活環境の保障

- ① 生活は、社会一般の文化・生活習慣などが反映されたものになるよう努めること。
- ② プライベートな時間と空間が保たれるよう努めること。
- ③ プライベートな時間には、本人の趣味・趣向などが活かされるよう配慮すること。
- ④ 大切な物を保管する場所が確保され、利用者自身が管理できるよう努めること。
- ⑤ 起床・就寝時間や食事時間・食事時間帯などの生活リズムについては、利用者の希望を尊重すること。
- ⑥ 食事は、利用者の嗜好や意見・要望などを聞くなどして、それが十分献立に反映されるよう努めること。
- ⑦ 毎日シャワーあるいは入浴できるよう努めること。
- ⑧ 作業等諸活動の場と生活の場は、明確に区別できるよう努めること。
- ⑨ 事故防止、安全管理については、十分な注意を払うこと。
- ⑩ 夜勤・宿直をする場合、利用者の安眠を妨げないよう最大限の配慮をすること。
- ⑪ 日用品などの購入のためのお金と機会が持てるよう配慮すること。
- ⑫ 健康管理については、細心の注意を払うとともに、必要な時には必要な医療行為を受けることができるよう、日頃から医療機関との密接な関係を保つよう努めること。

- ⑬ 眼鏡、入れ歯、補聴器などの装具や福祉機器は、本人に最もあったものを用意し、不自由のない生活が送れるよう取り組むこと。
- ⑭ 清潔で季節や時と場所に応じた衣類を不足なく用意すること。

(4) 利用者、保護者・家族に対する情報開示

- ① 利用者の入所に際しては、事前に見学や面接を行い、入所の目的、期間、援助の基本方針などを十分に説明すること。
- ② 施設の基本方針や事業計画、援助計画などは、随時利用者や保護者・家族に開示すること。
- ③ 利用者への情報提供は、利用者が分かりやすいように、読みやすい字で書く、あるいは視聴覚教材、朗読、口頭などの手段を用いるよう努めること。
- ④ 保護者・家族に対して、利用者の生活・活動状況について、定期的に説明を行うこと。
- ⑤ 利用者が事故にあった時は、必ず保護者・家族に知らせること。
- ⑥ 緊急な医療行為や手術・入院などをする場合は、本人並びに保護者・家族に知らせ、了承を得ること。
- ⑦ 利用者の服用している薬に変更がある場合は、本人並びに保護者・家族に知らせること。
- ⑧ 社会一般の情報の提供について、テレビ、新聞、雑誌などを用意して利用者への便宜を図ること。

(5) 利用者に対する専門的支援

- ① 利用者の一人ひとりの個性や特質を全人的に見て、可能性を伸ばし自立を促す専門的支援・援助を行うこと。
- ② 利用者個々に対して、個別援助プログラムを準備すること。
- ③ 療育・援助プログラムは、学際的・科学的に個人の状況・ニーズを的確に捉え、計画的に行うこと。
- ④ 利用者が意思決定をできるような機会・場面を多く設定し、自己実現に向けた支援を行うこと。
- ⑤ 支援・援助は、職員全体の統一した考えのもとに行うこと。
- ⑥ 聴覚障害や視覚障害などを持つ利用者には手話、点字、ボディランゲージ、サインランゲージなど、利用者個々に適切なコミュニケーション手段を工夫すること。
- ⑦ 聴覚障害や視覚障害など、重複障害を持つ利用者に対しても、積極的に社会との関わりが持てるよう支援すること。
- ⑧ 移動が困難な利用者に対しても、日中は居室外で過ごせるよう、また積極的に社会との関わりが持てるよう支援すること。
- ⑨ 性に関する学習の機会を設けるとともに、性の問題に関する対応マニュアルを作成すること。
- ⑩ 結婚生活についての適切なサポートをすること。

(6) 自己研鑽

- ① 職員は支援・援助者としての意識の確立のため、相互が啓発し合うこと。
- ② 職員は自らの職業における倫理の確立と専門性の向上に向けて、積極的に研修会に参加するなど、研鑽を積むこと。
- ③ 職員は利用者援助にあたっては、絶えず自己点検、相互点検に努めること。

(7) 管理職員の責務

- ① 利用者への体罰や不適切処遇、性的嫌がらせを行った職員に対しては、就業規則にもとづき懲戒免職を含め厳正な処分を行うこと。
- ② 利用者の権利擁護のための第三者による評価の機会を設けること。
- ③ 利用者の権利擁護のための職員研修の場を設けること。
- ④ 利用者の人権擁護のため、施設で倫理綱領、職員行動規範、チェックリスト等の策定を行い、その遵守に努めること。
- ⑤ 施設に倫理委員会等を設置し、人権に対するチェック体制を確立すること。
- ⑥ 利用者、保護者・家族、関係機関と権利擁護に関する意見交換の場を設定すること。
- ⑦ 保護者・家族あるいは一般市民やオンブズマンなどの第三者からの情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにすること。
- ⑧ 利用者の年金・預かり金等は、利用者本人のために活用すること。
- ⑨ 利用者の年金・預かり金等の管理にあたっては、利用者又は身元保証人等と委任契約を交わすこと。
- ⑩ 利用者の年金・預かり金等の管理にあたっては、管理規程を必ず作成すると共に、事故防止のための施設内のチェックと監査体制並びに第三者によるチェック体制を確立すること。
- ⑪ 利用者の年金・預かり金等に関する通帳等は、必ず利用者又は身元保証人等に確認を求めること。
- ⑫ 利用者の年金・預かり金について、法律的な問題が生じた場合は、専門家に通報するなどして、適切な対応を講じること。
- ⑬ 利用者の選挙権の行使にあたっては、積極的かつ適切な対応に努めること。

2. 禁止事項

(1) 利用者への体罰等

- ① 殴る、蹴る等の行為、その他怪我をさせるような行為を行うこと。
- ② 身体拘束や長時間正座・直立させるなどの肉体的苦痛を与えること。
- ③ 食事を抜くなどの、人間の基本的欲求に関わる罰を与えること。
- ④ 強制的に髪を切るなどの精神的苦痛を与えること。
- ⑤ 体罰を容認すること。

(2) 利用者への差別

- ① 子供扱いするなど、その人の年齢に相応しくない接し方をすること。
- ② 障害の程度、状態、能力、性、年齢等で差別すること。
- ③ 本人の前で障害の呼称・状態を表す用語や差別的な用語を使用すること。
- ④ 障害が故の克服困難なことを、本人の責めに帰すような発言をすること。
- ⑤ 日頃の行動から、その利用者に対して予断をもったり、判断したりすること。
- ⑥ 利用者の言葉や歩き方などの真似をすること。
- ⑦ 利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接すること。

(3) 利用者に対するプライバシーの侵害

- ① 利用者個人の職務上知り得た情報を他に漏らすこと。
- ② 利用者個人宛の郵便物等の開封を行うこと。
- ③ 廊下、通路から利用者の居室、寝室の内部が必要以上に見えるようにすること。
- ④ 本人の了解なしに居室、寝室に入ったりすること。
- ⑤ 本人の了解なしに所持品の確認をすること。
- ⑥ 利用者の入浴、衣服の着脱、排泄、生理等の異性介助をすること。
- ⑦ 利用者の衣服の着脱やトイレ使用の際、他から見えるようにすること。
- ⑧ 利用者の生理の話の人前でしたり、表を貼り出したりすること。
- ⑨ 特定の場合を除き、生活エリアでマイクを多用すること。
- ⑩ 事前に利用者の了解を取らずに、見学者などを招くこと。
- ⑪ 第三者に対し利用者の生活・活動状況の説明などを、本人の前で行なうこと。
- ⑫ 利用者本人や保護者・家族の了解を得ずに、本人の写真、名前や製作した作品を掲載、展示したりすること。

(4) 利用者の人格無視

- ① 「さん、君」をつけて呼ばず、呼び捨てや渾名で呼ぶこと。
- ② 職員のことを強制的に「先生」と呼ばせること。
- ③ 命令調になったり、大声で叱責したりすること。
- ④ マイク等の放送で、朝の挨拶をしたり、利用者と呼ばつけたりすること。
- ⑤ 利用者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をすること。
- ⑥ 利用者に対して、理解が困難な言葉・表現を使用すること。
- ⑦ 長時間待たせたり、放置したりすること。
- ⑧ 利用者の人格を傷つけるような作品や写真の展示をすること。
- ⑨ 担当専門医の指示によらず職員自らの判断で、薬物を使用すること。
- ⑩ 援助内容を利用者個々の人格を無視した、職員側の価値観や都合での一方的・画一的なものにすること。
- ⑪ 利用者全員を同様の髪形や服装にさせるなど、一様な姿にさせること。

- ⑫ 職員が管理しやすいように、衣類の表に氏名や施設名を大書きするなどの行為をすること。

(5) 利用者への強要

- ① 本人の生命や健康を守るためにどうしても必要な場合を除き、利用者の嫌がることを強要すること。
- ② 利用者に嫌悪感を抱かせるような療法等や訓練などを強要すること。
- ③ 余暇活動を行うに際し、本人が嫌がることを強要すること。
- ④ 本来職員がなすべきことを、作業・訓練・指導と称し、利用者にさせること。
- ⑤ 作業等諸活動に対し、いたずらにノルマを課すこと。
- ⑥ 利用者及び保護者・家族に対して、家庭の事情を顧みず帰省を強要すること。
- ⑦ 利用者や保護者・家族の意思を無視し、施設側の都合により入・退所の強要をすること。
- ⑧ 職員自身の私用に利用者を使うこと。

(6) 利用者への制限

- ① 自傷や他の利用者に害を与えるなどの危険回避のための行動上の制限を、本人及び保護者・家族への説明や専門家の意見を聞かず、職員ならびに施設だけの判断で行うこと。
- ② 保護者・家族、友人、知人への電話や手紙などの連絡を制限すること。
- ③ 自由な帰省、面会、外出を一方向的に制限すること。
- ④ 日用品などの購入を一方向的に制限すること。